



十二 初期利子

初期利子

平成十六年十一月二十日を支払期とし、次の算式により算出し  
た金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるとき  
は、その翌営業日に支払うへ以  
て以下、次号及び第十四号において同じ。)。

額面金額 ×  $\frac{0.1}{100} \times \frac{1}{2}$

十三 第二期以

十  
七

十  
六  
五  
四

払  
込  
期  
日

払  
場  
所

元  
利  
金  
支

償  
還  
金  
額

償  
還  
期  
限

毎年五月二十日及び十一月二十日に支払期に属する利息の支払期とし、各支払期に属する利息の支払は、前六月間に支払期に属する利息の支払と同一の方法で行なはる。

日本銀行は、平成十八年五月二十日につき百円の額面金額の定期預金の取扱いを行ふ。

日本銀行は、平成十八年五月二十日につき百円の額面金額の定期預金の取扱いを行ふ。

払	払	元	償	償	後	第
込	場	利	還	還	の	二
期	所	金	金	期	利	期
日	支	額	限		子	以